

第4章 用語解説

あ 行

【アスベスト】

天然に産出する繊維状けい酸塩鉱物の総称。石綿（せきめん、いしわた）とも呼ばれる。耐久性や耐熱性があり、建築材料等に使用されてきたが、繊維を吸入することで肺がんを起こす可能性があることから、現在は原則として製造や使用が禁止されている。

【一般廃棄物】

「産業廃棄物」以外のすべてのごみのこと。

【雨水排水整備率】

雨水排除計画を立てた全体面積のうち、下水道整備を完了した面積の割合のこと。

【雨水利用】

雨水を貯留し、トイレの洗浄水や植木の散水、洗車、防火用水等に有効利用する。上水道の節水や洪水などの災害防止などの効果が得られる。

【屋上緑化】

建築物の屋上など、構造物上に人工の地盤をつくり、そこに植物を植えて緑化すること。緑化によって、ヒートアイランド現象の緩和、省エネルギー、大気の浄化等の効果がある。

【おゆずりぐるり】

豊中市と市内で活動する市民団体等によって実施している子ども服リユースの取組みのこと。常設拠点やイベントで子ども服の回収・配布等を行っている。

【温室効果ガス】

Greenhouse Gas, GHG とも表す。太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスのこと。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O) のほか、ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)、パーフルオロカーボン類 (PFC)、六ふつ化硫黄 (SF₆)、三ふつ化窒素 (NF₃) を加えた 7 種類のガスが削減対象の温室効果ガスと定められている。

か 行

【カーボン・オフセット】

日常生活や経済活動に伴う温室効果ガスの排出について、どうしても削減できない排出を他で埋め合わせる。埋め合わせの手法として、温室効果ガスの削減

活動に投資することや、他の場所で削減された二酸化炭素削減量をクレジットという形で購入するなどの手段がある。

【環境価値】

再生可能エネルギーが持つ「発電時に温室効果ガスを排出しない」という付加価値のこと。

【環境基準】

環境基本法に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標。人の健康の保護および生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として定められたもの。大気、水質、土壌、騒音について定めているが、振動については定められていない。ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類対策特別措置法に基づいて、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染について定められている。

【環境配慮】

事業活動及び市民生活に伴って生じる、環境保全上の支障の原因となる環境への負荷の低減を図り、良好な環境の実現に寄与すること。

【協働】

まちづくり等の事業において、市民・NPO法人・事業者・行政等の各主体が、目的を共有し、対等な立場で相互に理解を深めながら、それぞれの特性を活かして協力・連携して取り組むこと。

【グリーンインフラ】

自然環境が有する多様な機能を活用し、様々な社会問題を解決しようという考え方。

【光化学スモッグ】

自動車や工場の排出ガスに含まれる窒素酸化物や炭化水素などが太陽の紫外線により反応し、大気が白くモヤがかかった状態になること。

【ごみ処理機】

生ごみ等の水分を多く含むごみを、発酵・加熱・乾燥等の方法により、減量・分解・堆肥化する機械のこと。

さ 行

【再生可能エネルギー（再エネ）】

「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（エネルギー供給構造高度化法）」で「エネルギー源として持続的に利用することができる」と認め

られるもの」と定義されている。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが指定されている。

【循環型社会】

ごみをなるべく出さずに、物質資源の再使用や廃棄物の再利用で、天然資源の消費量を減らし、環境負荷をできるだけ少なくした社会。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後めざすべき社会像として、平成12年(2000年)に「循環型社会形成推進基本法」が制定された。

【省エネルギー(省エネ)】

使用するエネルギーをより少なくして、同じ効果を得ること。昭和54年(1979年)に「エネルギーの使用の合理化に関する法律」略称「省エネ法」が定められており、その中で「エネルギーを使用する者は、～中略～エネルギーの使用の合理化に努めなければならない」とあり、エネルギーを使用する事業者に省エネに取り組むことを求めるとともに、国民の理解と協力を求めている。

【食品ロス】

食品廃棄物のうち、食べ残しや賞味期限切れに伴い廃棄されたものなど、本来食べられるにもかかわらず捨てられているもの。

【スマートハウス】

太陽光発電等でエネルギーを作り、蓄電システムでエネルギーを貯め、外壁や窓等の断熱性能を高め、高効率な省エネルギー設備の導入により、エネルギー消費量を大幅に減らすとともにITを活用してエネルギーを賢く使う住宅のこと。

【生物多様性】

生き物たちの豊かな個性とつながりのことで、これらの生命は一つひとつに個性があり、直接または間接的に支え合って生きている。「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」の3つのレベルの多様性がある。

【ゼロカーボン】

温室効果ガス排出量から植物による炭素固定等の吸収量を差し引いて排出量を実質的にゼロにすること。

た 行

【ダイオキシン類】

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)およびコプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)の総称。その発生源は廃棄物焼却のほか、燃焼工程を持つ製造業、農薬の不純物、

PCB製品等が指摘されている。

【脱炭素経営】

企業が事業活動で排出する温室効果ガスを実質ゼロにすることをめざす経営戦略。経営リスク低減や成長のチャンス、企業価値向上などのメリットがある。

【脱炭素社会】

温室効果ガスの排出量と吸収量・除去量が均衡し、実質ゼロとなる「カーボンニュートラル」を実現する社会。

【地球温暖化】

石油・石炭等の大量消費により、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの排出量が大幅に増加し、地球の気温が上昇すること。

【電力のCO₂排出係数】

電気を1キロワット時(kWh)使用した際に排出される二酸化炭素(CO₂)の量を示す数値。

排出係数は、電力会社の火力、原子力、水力等といった発電方法の割合によって異なり、毎年変動する。家庭や事業所等での電気の使用によるCO₂の排出量は、「電力使用量」に電力を供給する電力会社が算出する「排出係数」を乗じて算出している。

【豊中アジェンダ21】

市民・事業者・行政が「協働」と「パートナーシップ」により推進する行動計画で、豊中市における「ローカルアジェンダ21」に位置づけられている。行政計画である「豊中市環境基本計画」と両輪となって環境への取り組みを進めるための計画で、平成11年(1999年)3月に策定された。平成30年(2018年)に第3次を策定し、令和5年(2023年)6月に改定された。

【豊中エコショップ】

廃棄物の発生抑制や再資源化等の環境に配慮した取り組みを行っているとして豊中市が認定した市内の店舗。

【とよなか公園魅力アップツリー事業(寄付樹木植樹事業)】

第2次豊中市みどりの基本計画の基本理念である「まちなかに人とみどりの笑顔があふれる豊中」の実現に向けた事業の一つとして、市民や事業者からの寄付で公園に樹木を植え、公園の魅力向上を図る事業。寄付により植樹される樹木には名前やメッセージを書いたプレートを設置できる。

【豊中市一般廃棄物処理基本計画】

「廃棄物処理法」および「廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」に基づき、循環型社会の構築に向けて豊中市が取り組む基本施策と、市民・事業者・行政が取り組むべき基本方向を定めた計画。第4次計画は

平成30年(2018年)に策定し、「協働で取り組む循環型社会の構築」を基本理念として定め、令和9年度(2027年度)に平成28年度(2016年度)実績より焼却処理量を8%削減させることを減量目標としている。

【豊中市環境基本計画】

平成7年(1995年)10月に制定された豊中市環境基本条例に基づき、市のめざす目標及び基本方針並びに総合的な施策の大綱を示す計画。「第3次豊中市環境基本計画」は平成29年度(2017年度)に策定し、令和9年度(2027年度)までの10年間を計画期間とし、市民・事業者・行政のパートナーシップのもとで総合的に環境問題に取り組むこととしている。

【豊中市環境審議会】

学識経験者・市民・事業者・市民団体などで構成されており、環境基本計画に関することや、環境の保全および創造に関する基本的事項を調査審議する市長の附属機関。

【豊中市地球温暖化対策実行計画】

平成11年(1999年)に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市の事務・事業から排出される温室効果ガス排出量削減計画を定めた計画。第4次計画を平成29年度(2017年度)に策定し、令和4年度に見直しを行った。これにより、令和9年度(2027年度)までに、平成25年度(2013年度)比42%削減に向けた対策を進めることとしている。

【第2次豊中市地球温暖化防止地域計画(改定)～とよなか・ゼロカーボンプラン～】

平成30年(2018年)3月に策定した「第2次豊中市地球温暖化防止地域計画(チャレンジ・マイナス70プラン)」を見直し、令和4年(2022年)3月に策定。市民1人あたり温室効果ガス排出量を平成2年度(1990年度)比で令和9年度(2027年度)までに38.3%削減、令和32年度(2050年度)までに実質ゼロにする目標を設定。

【豊中つばさ公園『ma-zika』】

飛行機や空港を間近で鑑賞できる公園として、令和7年(2025年)8月から一部開園され、令和9年(2027年)3月に全面開園が予定されている大阪国際空港南側に隣接する公園

【とよなか花いっぱい大作戦】

駅前花壇などに協賛(寄付)をいただく「スポンサー」と自宅や会社の前、公園などで花壇活動を行う「サポーター」を募り、市民・事業者・行政が一体となって、花いっぱいのまちづくりを進める事業。

【豊中市みどりの基本計画】

平成11年(1999年)5月に策定された「都市緑地法」に基づく、市の緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画。平成27年度(2015年度)から3ヶ年かけて見直し、平成29年度(2017年度)に、第2次豊中市みどりの基本計画を策定。

【とよなか市民環境会議】

豊中市において平成8年(1996年)に、市民・NPO・事業者・行政が互いに協力し、地球環境を守るために発足した、市長を会長とするパートナーシップ組織。平成19年度(2007年度)に、市域で積極的に環境活動に取り組む市民団体や事業者を表彰する「とよなかエコ市民賞」を創設したほか、市民・事業者・行政の行動計画である「豊中アジェンダ21」を策定している。

【豊中市立環境交流センター】

環境情報サロンとリサイクル交流センターを統合し、平成25年(2013年)4月にオープンした施設。「NPO法人とよなか市民環境会議アジェンダ21」が指定管理者として運営しており、地球環境の保全等に関する活動や教育のための交流の場として、情報の提供やイベントの開催等が行われている。

【豊中市立市民公益活動支援センター】

令和5年(2023年)2月に庄内コラボセンター(シヨコラ)内に開設。市民公益活動を推進するための施設で、市民活動に関する相談やサポートを実施。

な 行

【二酸化炭素(CO₂)】

動物の呼吸や、石油、石炭等の化石燃料の燃焼によって発生する気体。炭酸ガスともいう。大気の一成分であり、それ自体は有害ではないが、地上から放出される熱を吸収し、地球外に熱が逃げにくくなる働きがあるため、その濃度が高まると地球温暖化を招く。

は 行

【パートナーシップ】

市民・NPO・事業者・行政などが、自分たちの役割や責務を自覚することを通じて築いていく、協力関係のこと。

【壁面緑化】

主に建築物の壁を植物で覆い緑化すること。緑化によって、ヒートアイランド現象の緩和、省エネルギー、大気の浄化等の効果がある。

【ペロブスカイト太陽電池】

ペロブスカイトと呼ばれる結晶構造を利用した太陽

電池のこと。従来のシリコン系太陽電池に比べ、軽量であり、薄くて曲げやすいことから、耐荷重の低い屋根や曲面、壁面などへの導入が期待されている。

ま 行

【マチカネポイント】

豊中市内の加盟店舗で利用できる豊中市独自のデジタル地域ポイント。

【みどり率】

樹林・樹木、草地、農地、水面（河川・水路やため池）、屋上緑化の面積の合計が市域全体の面積に占める割合。豊中市が独自に設定した指標。

ら 行

【緑被率】

樹林地、農地、公園緑地などみどりで覆われた土地（緑被地）の面積を、地域の行政面積で除した割合。豊中市では、樹林・樹木に覆われた土地の面積の合計が市域全体の面積に占める割合を緑被率と定義している。

数字・アルファベット

【B t o B】

「ボトル to ボトル」の略で、使用済みペットボトルを原料化（リサイクル）し、新たなペットボトルとして再利用すること。

【N b S】

「Nature-based Solutions（自然を活用した解決策）」の略で、健全な自然生態系が有する機能を活かして社会課題の解決を図ること。主目的の社会課題の解決に加え、複数の効果や自然による癒し、人の健康への好影響等の波及効果も期待されている。

【NPO】

「Nonprofit Organization（ノンプロフィット・オーガニゼーション）」の略で、日本語では「民間非営利活動組織」と呼ばれている。平成10年（1998年）にはNPO法（特定非営利活動 促進法）ができ、法人として認められるようになった。活動分野は「福祉・保健」「教育」「環境」「文化」「人権」「国際協力」「消費」など。

【NPO法人とよなか市民環境会議アジェンダ21】

平成8年（1996年）に発足した「とよなか市民環境会議」のワーキンググループから「とよなか市民環境会議アジェンダ21」として自立し、平成15年（2003年）にNPO法人格を取得した組織。

【P D C Aサイクル】

計画(Plan)を立てて、実施(Do)した結果を、点検(Check)し、見直す(Act)、継続的改善を目的とした仕組み。

【PM2.5(微小粒子状物質)】

大気中に浮遊している2.5μm以下の小さな粒子。肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系および循環器系への影響が懸念されている。

【S A F】

「Sustainable Aviation Fuel（持続可能な航空燃料）」の略称で、循環型の減量で製造された航空燃料のこと。バイオマス由来の原料や廃食油等を基に作られており、従来の化石燃料と比べて二酸化炭素の排出量を大幅に削減できる。

【SDGs】

国連の「持続可能な開発サミット」（2015年9月）で採択された17のゴールと169のターゲットからなる開発目標のこと。それまでの開発目標には含まれていなかった平和や暴力等の課題、格差の拡大や環境問題等にも取り組む包括的なもの。各目標は密接に関連しており、経済、社会、環境の3つの側面のバランスのとれた、持続可能な開発をめざしている。

【SDGs未来都市】

地方公共団体によるSDGsの取組みをさらに推進していくため、モデルとなる先進都市を「SDGs未来都市」として内閣府が選定するもの。SDGsの理念に沿った基本的・総合的取組みを推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面の統合的取組みによる相乗効果、新しい価値の創出を通して、持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域が選定される。

【Z E H（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）】

住宅の高断熱化や高効率設備の導入により消費エネルギーを減らし、太陽光発電等でエネルギーを創り出すことで、住宅のエネルギー収支を実質ゼロ以下にする住宅。

【3 R】

「リデュース（Reduce：廃棄物等の発生抑制）・リユース（Reuse：再使用）・リサイクル（Recycle：再生利用）」の頭文字をとった、廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方。平成12年（2000年）に制定された「循環型社会形成推進基本法」では、廃棄物処理やリサイクルの優先順位を(1)リデュース(2)リユース(3)リサイクルとし、さらに(4)熱回収(サーマルリサイクル)(5)廃棄物の適正処理としている。

豊中市環境報告書
とよなかの環境
～2024 年度評価と今後に向けて

発行 令和8年(2026年)3月
編集 豊中市環境部ゼロカーボンシティ推進課
〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1
TEL.06-6858-2128 / FAX.06-6842-2802
E-mail kankyokeikaku@city.toyonaka.osaka.jp
ホームページ <https://www.city.toyonaka.osaka.jp/>
(本報告書から引用する場合は、出典の記入をお願いします。)
